

## 法学部追試験・試験時間重複特別試験実施細則

最終改正 2018年4月1日

### 第1章 追試験

(受験資格)

第1条 以下の各号のいずれかの事由により定期試験を欠席した場合にかぎり追試験を実施する。

- (1) 入院またはそれに準ずる登校不能（風邪・下痢等の一時的な疾病は含まない）
- (2) 学校保健安全法の定める学校感染症（学校において予防すべき感染症）第1種または第2種の罹患による登校不能
- (3) 忌引（保証人、配偶者および3親等以内の血族または姻族に限る）（法事は含まない）
- (4) 交通機関の30分以上の遅延
- (5) 重大な災害による登校不能
- (6) 学校・社会教育講座の各種実習・体験等
- (7) 就職試験（就職試験の日程が変更できない場合に限る。セミナー、複数企業の合同説明会、OB・OG訪問等は含まない）
- (8) 他大学大学院の入学試験
- (9) 日本代表としてのスポーツ公式競技への参加
- (10) 裁判員選任手続期日における裁判所への出頭または裁判員に選任された公判のための裁判所への出頭
- (11) その他前各号に準ずる事由

2 前項のほか、先修科目については、以下の事由により定期試験を欠席した場合においても追試験を実施する。

- (1) 病気・怪我による登校不能

(実施科目)

第2条 実施科目は、第1条所定の事由により欠席した科目とする。

(試験の実施)

第3条 試験は、原則として、教授会が定める9月中旬または3月上旬に行う。試験の実施方法は教授会が定める。

(受験手続)

第4条 追試験を受験する者は、当該試験実施日の翌日から1週間以内（翌週の同じ曜日まで。締切日が窓口業務を行わない日の場合はその翌日まで）に、原則として学生本人が追試験受験申請書を教務事務センターに提出し、かつ、欠席理由を証明しなければならない。

2 第1条第1項第1号から第10号に関しては、それぞれ次の書類を提出すること。

- (1) 入院先機関の発行する入院証明書、医師の診断書

- (2) 医療機関の発行する罹患期間と登校可能日が記載された「診断書」、または医療機関が記載した本学所定の書式である「治癒証明書」
  - (3) 本人と保証人の署名押印のある書類（様式は自由。本人との続柄を明記）およびその事実を明らかにするもの（死亡に関する公的証明書または会葬礼状等）
  - (4) 交通機関発行の遅延証明書
  - (5) 官公庁発行の被害証明書
  - (6) 教育実習（介護体験等）期間証明書
  - (7) 本人が受験したことを証明する受験先機関発行の証明書（就職試験の場所、日時を明記。社印が押印されていること）
  - (8) 受験票のコピー
  - (9) 派遣元団体から立教大学に宛てた公文書
  - (10) 裁判員選任手続のために裁判所へ出頭した場合、出頭した裁判所で出頭日の証明を受けた「選任手続期日のお知らせ（呼出状）」、裁判員に選任された公判のために裁判所へ出頭した場合、裁判員職務従事期間についての「証明書」
- 3 第1条第2項に関しては、次の書類を提出すること。
- (1) 医師の診断

## 第2章 試験時間重複特別試験

（受験資格）

第5条 以下の各号に掲げる場合において、受験すべき定期試験を受験できない者があるときは、試験時間重複特別試験を実施する

- (1) 受験すべき定期試験の実施時間が重複したとき。
- (2) 受験すべき定期試験が同日中に異なる校地で複数科目実施される場合であって、その場合の校地移動時間に不足が認められたとき。（試験の実施）

第6条 試験は、原則として、教授会が定める9月中旬または3月上旬に行う。試験の実施方法は教授会が定める。

（受験手続）

第7条 試験時間重複特別試験の受験を希望する者の申請手続は、当該学期の定期試験実施期間の最初の日から1週間前までに、試験時間重複特別試験申請書を提出することによる。ただし、申請締切日以降に、試験時間が変更されたことにより前条の事由が発生した場合の申請期間は、当該試験実施日の翌日から2日以内とする。

附則

1. 本細則は、2018年4月1日から施行する。
2. 法学部追試験実施細則は、廃止する。